

『グローバル人材育成の推進に関する政策評価』の結果の政策への反映状況 (2回目のフォローアップ)のポイント

【勧告先】文部科学省 【勧告日】平成29年7月14日 【回答日】(1回目)平成30年5月17日 (2回目)令和2年6月11日 ※政策への反映状況は令和2年3月末時点

ポイント

- 文部科学省に対し、留学促進や中高の生徒・教員の英語力向上に係る3事項について勧告を行い、平成30年度からの第3期教育振興基本計画（以下「第3期計画」という。）で勧告を踏まえた対応を求めたところ

【政策評価の背景】

少子高齢化・人口減少による国内市場の縮小や国際競争の激化等を背景に、第2期教育振興基本計画（平成25年度～29年度）において、「グローバル人材（注）の育成」が目標の一つとして掲げられ、そのための具体的施策として、外国語教育の強化、双方向の留学生交流の推進、大学等の国際化などを設定。これらの目標・施策に関しては、英語力や留学生数などを用いた成果指標を設定

（注） グローバル人材とは、第2期教育振興基本計画において、「日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できる人材」と定義

【評価結果】

本政策において設定された成果指標の達成状況は、全体としては進展。個別に改善すべき課題はあるものの、政策効果は一定程度発現。留学促進や中高の生徒・教員の英語力向上について課題あり【勧告事項】⇒ 平成30年度からの第3期計画で本勧告を踏まえた対応が必要

- 第3期計画は、中央教育審議会における審議を経て、平成30年6月15日に閣議決定。当省の勧告事項については、令和元年度末時点で、おおむね必要な対応が講じられている。
- 詳細については、次頁のとおり

1 日本人の海外留学の促進

短期留学の政策上の位置付けを明確にし、第3期計画における海外留学の促進に係る成果指標に反映させること



- 第3期計画では、短期留学についてもグローバルに活躍する人材の育成に資するものと位置付け、測定指標を「グローバルに活躍する人材の育成につながる短期留学者を増加させながら、大学等の日本人海外留学生数12万人を引き続き目指す」と設定。測定指標を達成するための具体的な施策についても位置付け
- 文部科学省は、第3期計画に基づき、短期留学について、大学間交流協定に基づく留学に対する支援等を実施しているほか、令和2年度中に、留学の成果を定着させるための事前・事後研修に係る優良取組例を各大学等に周知予定

2 中高の生徒の英語力の向上

第3期計画における成果指標の設定に当たっては、生徒の英語力強化に関する成果指標の達成のための有効な対策及び達成状況の的確な把握のための措置を講ずること



- 第3期計画では、生徒の英語力強化のための測定指標として、「中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合を5割以上にする」と設定。測定指標を達成するための具体的な施策についても位置付け
- 文部科学省は、第3期計画の目標達成のため、都道府県教育委員会等に対し、都道府県ごとの目標設定を要請するとともに、英語教育実施状況調査等により継続したフォローアップを行い、好事例を普及するなどPDCAサイクルを確実に構築。さらに、生徒の言語活動の実施やICTの活用といった新学習指導要領に掲げられた授業改善の取組と測定指標の達成状況に相関がみられることから、これらの取組を促進。また、測定指標の達成状況を的確に把握するため、令和元年度英語教育実施状況調査において、その判定方法を周知。なお、測定指標の実績は、平成28年度から30年度において増加傾向

3 中高の英語教員の英語力の向上

第3期計画における成果指標の設定に当たっては、英語教員に関する成果指標の達成のための有効な対策を講ずること



- 第3期計画では、英語教育の最終的な目標は、生徒の英語力の向上であり、教師の英語力はそのための手段であること等から、英語教師の英語力の向上に係る測定指標は設定せず。ただし、生徒の英語力の向上のために、教師の英語力・指導力の向上に係る具体的な施策について位置付け
- 文部科学省は、第3期計画に基づき、教師の英語力・指導力の向上を図るため、研修等の取組を進めるとともに、英語教育実施状況調査等により継続したフォローアップを実施

「グローバル人材育成の推進に関する政策評価」の結果の政策への反映状況

テーマ名	グローバル人材育成の推進に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成 29 年 7 月 14 日)
関係行政機関	文部科学省 (回答日：(1 回目) 平成 30 年 5 月 17 日 (2 回目) 令和 2 年 6 月 11 日)

政策の評価の観点及び結果の概要	
○ 評価の観点	グローバル人材育成の推進に関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○ 評価の結果の概要	<p>グローバル人材育成に関連する政策について、「第 2 期教育振興基本計画」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において設定された 13 の成果指標の達成状況は、全体としては進展しており、以下のとおり、個別に改善すべき課題はあるものの、政策効果は一定程度発現している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本人の海外留学の促進に関する成果指標の達成状況は、6 万人から 5.3 万人へと減少している。一方、交換留学など、日本の大学等に在籍した状態で留学する者は 6.5 万人から 8.4 万人へと増加している。ただし、当該留学生の大半は現行の成果指標の対象外となっている。 <p>また、これらの留学生の約 8 割が 6 か月未満の短期留学(かつ多くは 1 か月未満)で、企業ニーズとはミスマッチが発生している(意識調査を実施した約 8 割の企業が 6 か月以上の留学期間が必要としている)。短期留学が、グローバル人材^(注)の 3 要素の向上に対していかなる効果を持つのか、十分な検証が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒の英語力の成果指標の伸びは緩やかで、目標達成は極めて困難となっている。また、英検取得に係る支援は地方公共団体の自主的な取組に依拠している。さらに、生徒の英語力については、英検取得「相当者」の判断が教育現場任せであり、判断基準も不統一となっており、適切な P D C A を行う上で問題である。 英語教員の英語力についても目標達成は極めて困難となっている。また、英検等取得という成果指標自体に対し、教育現場の理解は不十分である。 <p>(注) 「グローバル人材」とは、「第 2 期教育振興基本計画」において、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、i) 豊かな語学力・コミュニケーション能力、ii) 主体性・積極性、iii) 異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できる人材とされている。</p>

勧告	政策への反映状況
1 日本人大学生等の海外留学の促進	<p>→ 1 回目の回答</p> <p>⇒ 2 回目の回答 ※令和 2 年 3 月末時点の政策への反映状況</p>
<p>文部科学省は、今後必要とされるグローバル人材の育成を推進する観点から、短期留学の政策上の位置付けを明確にした上で、次期教育振興基本計画における海外留</p>	<p>→ 平成 29 年度に実施した委託調査「日本人の海外留学の効果測定に関する調査研究」や既存の調査結果により、 Semester 単位 (6 か月) より短期の海外留学に、学生の語学学習へのモチベーションの向上や異文化理解への意識向上等の効果があることが確認された。特に教育効果の高い短期留学プログラムを抽出して調査したところ、留学の事前・事後の学習が前提とされている、又はカリキュラムとの連携が図られている等の工夫がなされていることが確認された。</p>

勧告	政策への反映状況
<p>学の促進に係る成果指標を検討し、その結果を反映させる必要がある。</p>	<p>これらの結果等を踏まえ、第3期教育振興基本計画（答申）（平成30年3月）において、長期留学への支援を引き続き推進していくとともに、短期留学についてもグローバルに活躍する人材の育成に資するものと位置付け、大学等におけるグローバル人材育成プログラムの一環として行われる短期留学の支援、短期留学経験者の学位取得目的の長期留学の促進、短期留学の成果を定着させるための取組への支援等を推進することとした。</p> <p>また、同答申においては、上記の目標に対応する測定指標として、「グローバルに活躍する人材の育成につながる短期留学者を増加させながら、大学等の日本人海外留学生数12万人を引き続き目指す」と設定した。</p> <p>⇒ 第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定。以下「第3期計画」という。）においては、日本人大学生等の海外留学の促進について、第3期教育振興基本計画（答申）（平成30年3月。以下「答申」という。）のとおり決定した。</p> <p>第3期計画に基づく取組として、学位取得を目指す長期留学に対する支援を引き続き実施するとともに、短期留学については、大学間交流協定に基づく留学に対する支援や産学官が連携した海外留学支援制度の実施のほか、令和2年度中に、短期留学の成果を定着させるための事前・事後研修に係る優良取組例を各大学等に周知する予定。</p> <p>また、留学への機運を醸成するため、海外留学経験者の協力を得た海外留学への関心の喚起に向けた取組等を実施している。</p> <p>なお、第3期計画の測定指標に対する平成28年の実績は、5万5,969人となっている。</p>
<p>2 中学校・高等学校の生徒の英語力の向上</p> <p>文部科学省は、次期教育振興基本計画における生徒の英語力強化のための成果指標の設定に当たっては、その達成のための有効な対策及びその達成状況を的確に把握するための措置（現在の「相当者」を含む目標を設定する場合には、統一的な判定方法を示すことを含む。）を講ずる必要がある。</p>	<p>→ 第3期教育振興基本計画（答申）においては、生徒の英語力に係る測定指標として、「英語力について、中学校卒業段階でCEFR^(注1)のA1レベル相当（英検3級等）以上、高等学校卒業段階でA2レベル相当（英検準2級等）以上を達成した中高生の割合を50%以上にする」と設定した。</p> <p>この目標達成のため、都道府県教育委員会等に対し、都道府県ごとの目標設定をするよう通知により要請しており、引き続き文部科学省ホームページに都道府県ごとの取組状況を掲載するなどして計画的な取組を促すとともに、英語教育実施状況調査等により生徒の英語力の状況等を把握するなど継続したフォローアップを行い、好事例を普及するなどPDCAサイクルを確実に構築することとしている。</p> <p>また、測定指標の達成状況を的確に把握するため、「相当者」の判定に当たっては、各中学校・高等学校において統一的な判定が行われるよう、平成30年度中に、都道府県教育</p>

勧告	政策への反映状況												
	<p>委員会等に対して「CAN-DOリスト」形式の学習到達目標^(注2)などを基に判断する等、判定方法等の周知徹底を図ることとしている。</p> <p>(注) 1 CEF R (外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠) は、語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、分かりやすい包括的な基盤を提供するものとして、欧州域内外で使われている指標</p> <p>2 各中学校・高等学校が学習指導要領に基づき、生徒に求められる英語力を達成するための学習達成目標を具体的に設定するもの</p> <p>⇒ 第3期計画においては、生徒の英語力に係る測定指標について、答申のとおり決定した。</p> <p>この目標達成のため、都道府県教育委員会等に対し、都道府県ごとの目標設定をするよう要請しており、平成30年度、令和元年度についても、引き続き文部科学省ホームページに都道府県ごとの取組状況を掲載するなどして計画的な取組を促すとともに、毎年度実施している英語教育実施状況調査(以下「実施状況調査」という。)等により生徒の英語力の状況等を把握するなど継続したフォローアップを行い、好事例を普及するなどPDCAサイクルの確実な構築に取り組んでいる。</p> <p>また、実施状況調査の調査結果において、生徒の言語活動^(注1)の実施やICTの活用といった新学習指導要領^(注2)に掲げられた授業改善の取組と、上記の測定指標の達成状況に相関がみられることから、新学習指導要領に基づくこうした取組を促進していく。</p> <p>「相当者」の判定については、都道府県教育委員会等に対して、測定指標の達成状況を的確に把握するため、「CAN-DOリスト」形式の学習到達目標を設定し、当該目標に基づくパフォーマンス評価^(注3)を実施することにより生徒の英語力を適切に評価すること等を要請するとともに、令和元年度実施状況調査において、「相当者」の判定におけるパフォーマンス評価の結果の活用を明記することにより、判定方法の周知徹底を図った。</p> <p>なお、第3期計画の測定指標に対する平成28年度から30年度の実績は、下表のとおり、増加傾向にある。</p> <p>表 CEF RのA1レベル相当以上の英語力を有する中学生の割合及びCEF RのA2レベル相当以上の英語力を有する高校生の割合</p> <table border="1" data-bbox="606 1787 1350 1906"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学生</td> <td>36.1%</td> <td>40.7%</td> <td>42.6%</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>36.4%</td> <td>39.3%</td> <td>40.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 外国語科における言語活動とは、実際に外国語を使って互いの考えや気持ちを伝え合う活動を意味する。</p>	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	中学生	36.1%	40.7%	42.6%	高校生	36.4%	39.3%	40.2%
区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度										
中学生	36.1%	40.7%	42.6%										
高校生	36.4%	39.3%	40.2%										

勧告	政策への反映状況
	<p>2 新学習指導要領とは、「中学校学習指導要領（平成 29 年告示）」及び「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）」を指す。</p> <p>3 パフォーマンス評価とは、外国語による面接、スピーチ、エッセイ等を通じ、「言語を用いて何ができるか」の観点から評価を行うもの</p>
<p>3 中学校・高等学校の英語教員の英語力の向上</p> <p>文部科学省は、次期教育振興基本計画における英語教員に関する成果指標の設定に当たっては、教育現場の理解を得ながら、その達成のための有効な対策を講ずる必要がある。</p>	<p>→ 第 3 期教育振興基本計画（答申）においては、指標を精選する方針であったこと、また、英語教育の最終的な目標は、生徒の英語力の向上であり、教師の英語力の向上はそのための手段であることから、英語教員の英語力に関する成果指標は設定しないこととした。</p> <p>なお、同計画における測定指標としての設定はないものの、生徒の英語力の向上に係る目標の達成に向けて、教師の英語力・指導力の向上を図ることが必要であることから、引き続き、教員養成課程におけるコア・カリキュラムの普及、活用促進等の教師の養成・採用に係る取組や外部専門機関による「英語教育推進リーダー」の養成等を進めていくとともに、英語教育実施状況調査等により教師の英語力の状況等を把握するなど継続したフォローアップを行うこととしている。</p> <p>⇒ 第 3 期計画においては、英語教師の英語力の向上について、答申のとおり決定した。</p> <p>一方、第 3 期計画における測定指標としての設定はないものの、生徒の英語力の向上に係る目標の達成に向けて、教師の英語力・指導力の向上を図ることが必要であることから、平成 30 年度には中学校及び高等学校教諭（英語）に係る全大学の教員養成課程について、外国語（英語）コア・カリキュラムを踏まえた審査・認定を行い、平成 31 年 4 月から、各大学において新しい教員養成課程が実施されている。</p> <p>また、引き続き「英語教育推進リーダー」の養成のための研修を実施するとともに、令和元年度から、教師が地域的な事情等によらず英語教育の専門性を高めることができるよう、大学や民間機関等と連携し、インターネットによる個別研修と集合研修を融合した形式の研修を実施し、その効果を検証するオンライン・オフライン研修実証事業を実施している。</p> <p>さらに、実施状況調査等により教師の英語力の状況等を把握するなど継続したフォローアップを行っており、CEFR の B2 レベル（英検準 1 級等）以上を取得している英語教師の割合は、中学校で平成 28 年度の 32.0% に対し 30 年度は 36.2%、高等学校で 28 年度の 62.2% に対し 30 年度は 68.2% となっている。</p>